

平成26年10月10日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成26年8月分)について

平成26年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成26年8月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、8月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた414件のうち公表可能な371件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の414件を対象としています。

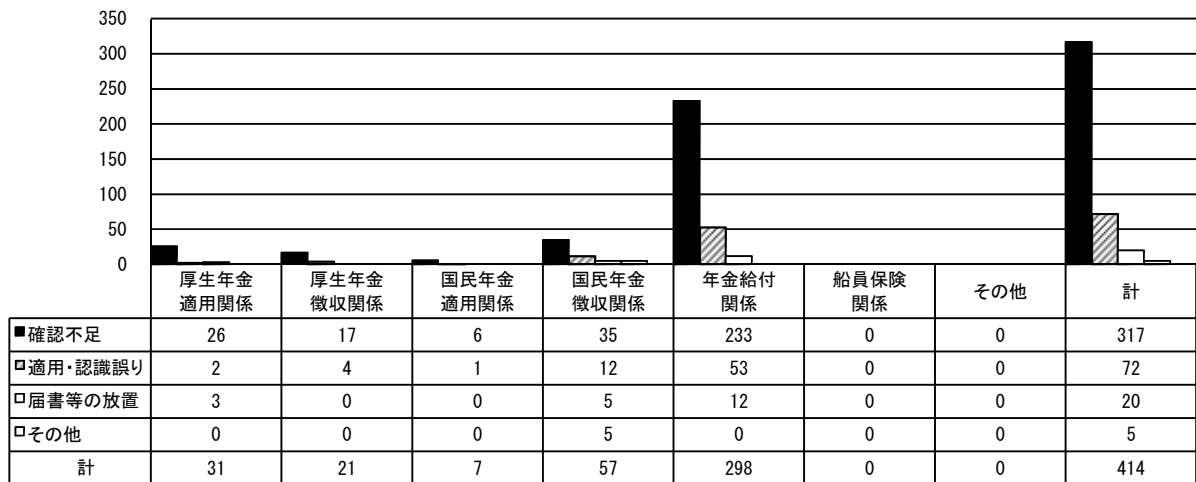
1 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳



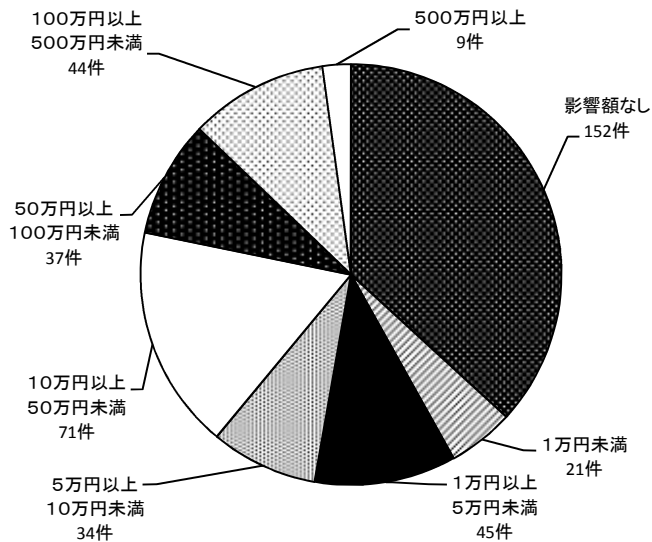
2 原因別・事務処理誤り等区分別内訳



3 原因別・制度等別内訳

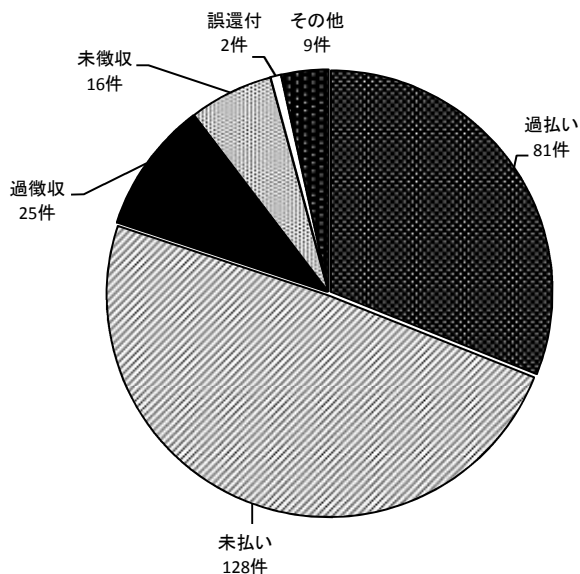


4 影響額別内訳



| | 厚生年金適用関係 | 厚生年金徴収関係 | 国民年金適用関係 | 国民年金徴収関係 | 年金給付関係 | 船員保険関係 | その他 | 計 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|--------|--------|-----|-----|
| 影響額なし | 17 | 10 | 4 | 39 | 82 | 0 | 0 | 152 |
| 1万円未満 | 2 | 2 | 1 | 3 | 13 | 0 | 0 | 21 |
| 1万円以上5万円未満 | 4 | 3 | 0 | 10 | 28 | 0 | 0 | 45 |
| 5万円以上10万円未満 | 0 | 2 | 0 | 2 | 30 | 0 | 0 | 34 |
| 10万円以上50万円未満 | 4 | 3 | 0 | 3 | 61 | 0 | 0 | 71 |
| 50万円以上100万円未満 | 2 | 0 | 2 | 0 | 33 | 0 | 0 | 37 |
| 100万円以上500万円未満 | 1 | 1 | 0 | 0 | 42 | 0 | 0 | 44 |
| 500万円以上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 9 |
| 計 | 30 | 21 | 7 | 57 | 298 | 0 | 0 | 413 |

5 事象別内訳



| 事象 | 合計金額 | 平均金額 |
|-----|-------------|-----------|
| 過払い | 47,549,076 | 587,025 |
| 未払い | 132,676,091 | 1,036,531 |
| 過徴収 | 3,250,607 | 130,024 |
| 未徴収 | 2,329,515 | 145,594 |
| 誤還付 | 833,884 | 416,942 |
| その他 | 2,539,097 | 282,121 |
| 計 | 189,178,270 | 724,820 |

(注1) 「表5 事象別内訳」は、「表4 影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

| | | |
|-------------|----|-----------|
| 過払いと未払いがある件 | 3件 | 1,474,097 |
| 過徴収と未払いがある件 | 1件 | 896,269 |
| 未徴収と誤還付がある件 | 2件 | 90,260 |
| 過徴収と未徴収がある件 | 2件 | 45,164 |
| 過払いと過徴収がある件 | 1件 | 33,307 |

6 判明契機別内訳

| | 件数 | 割合 |
|----|------|--------|
| 内部 | 262件 | 63.3% |
| 外部 | 152件 | 36.7% |
| 計 | 414件 | 100.0% |

○日本年金機構の平成26年8月分の事務処理誤り等一覧(1～29ページ)

- | | | | | |
|-------------------------|-------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～30 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 4P | 整理番号 | 31～51 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 7P | 整理番号 | 52～57 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 9P | 整理番号 | 58～97 |
| 5. 年金給付関係 | | 13P | 整理番号 | 98～370 |
| 6. 事務処理遅延等のブロック本部における公表 | | 29P | 整理番号 | 371 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------|---------|-----|--------|-----------------|-----------------|---|---|--------|----------------|
| 1 | 資格取得届の誤り | 入力誤り | 東京 | 港 | 2014年 5月20日 | 2014年 7月17日 | ○担当者が資格取得届の報酬月額を確認したところ、標準報酬月額の桁数を誤り入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、桁数の入力誤りが発生しやすい事例について周知・徹底しました。 | 1事業所1名 | 未徴収 | 199,291 |
| 2 | 算定基礎届の誤り | 確認・決定誤り | 山梨 | 事務センター | 2013年 8月8日 | 2014年 5月26日 | ○事業所からの問合せ等により、算定基礎届の処理時において、標準報酬月額の決定誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所1名 | 未徴収 | 469,168 |
| 3 | | | 大阪 | 吹田 | 2005年 8月10日 | 2014年 5月29日 | | 1事業所1名 | 過徴収 | 38,124 |
| 4 | | | 北海道 | 事務センター | 2013年 8月2日 | 2014年 7月11日 | | 1事業所1名 | 過徴収 | 38,556 |
| 5 | 月額変更届の誤り | 入力誤り | 東京 | 板橋 | 2008年 6月2日 | 2013年 9月13日 | ○事務センターから厚生年金基金との記録が相違するとの連絡があり、算定基礎届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届の入力処理後の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所1名 | 未徴収 | 27,960 |
| 6 | | | 大阪 | 事務センター | 2013年 10月10日 | 2013年 10月11日 | | ○事業所からの問合せにより、70歳以上被用者算定基礎届の標準報酬月額の桁数を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、お客様に返納金納付書を送付し、全額返納いただきました。 ●担当部署において、桁数の見誤りと入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 1事業所1名 | 過払い |
| 7 | 月額変更届の誤り | 確認・決定誤り | 新潟 | 三条 | 2013年 7月29日 | 2013年 10月9日 | ○担当者が月額変更届の処理を確認したところ、標準報酬月額を決定する際、3カ月の報酬額の平均額で算出すべきところ、役員報酬と見間違え、起算月の1カ月の報酬額を用いて標準報酬月額を算出していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、月額変更届の審査時の点検及び確認を徹底するよう周知しました。 | 2事業所1名 | その他 | 44 |
| 8 | 新規適用届の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 堺西 | 2013年 2月19日 | 2014年 1月8日 | ○担当者が新規適用後に調査の準備をしていたところ、誤った事業所整理記号を記入し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所整理記号払出しの際、符号の漢字と番号の両方を記入することを周知・徹底しました。 | 1事業所2名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------------------------|-----------|-----|--------|----------------|----------------|---|----------|------|----------------|
| 9 | 健康保険組合の事業所編入に係る誤り | 確認・決定誤り | 秋田 | 鷹巣 | 2013年 7月1日 | 2014年 5月26日 | ○健康保険組合からの問合せにより、事業所が全国健康保険協会管掌から健康保険組合管掌事業所に変更する際、作成すべき事業所調査表を誤って原本ではなく写しを健康保険組合に送付していたことが判明しました。 ●担当者が健康保険組合にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●事業所調査表の原本を送付しました。 ●担当部署において、健康保険組合の事業所編入等に係る事務処理要領の周知・徹底しました。 | 1事業所 | — | 0 |
| 10 | 厚生年金適用関係通知書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 山形 | 事務センター | 2014年 4月4日 | 2014年 4月7日 | ○事業所より、他事業所の標準賞与額決定通知書、資格喪失確認通知書等が送付されたとの連絡があり、厚生年金適用関係通知書等の誤送付が判明しました。 ●担当者がすべての事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書等を回収し、本来送付する事業所あてに通知書等を送付しました。 ●年金事務所及び事務センターの職員に対しては、文書等を送付する際の封入封緘確認の徹底について周知しました。委託業者に対しては、送付物と封筒件数の照合についてもあわせて徹底するよう指導しました。 | 2事業所4名 | — | 0 |
| 11 | | | 神奈川 | 小田原 | 2014年 4月21日 | 2014年 4月22日 | | 2事業所21名 | — | 0 |
| 12 | | | 福島 | 事務センター | 2014年 6月13日 | 2014年 6月18日 | | 2事業所1名 | — | 0 |
| 13 | | | 東京 | 事務センター | 2014年 6月16日 | 2014年 6月18日 | | 2事業所1名 | — | 0 |
| 14 | | | 三重 | 四日市 | 2014年 6月13日 | 2014年 6月23日 | | 1事務所1名 | — | 0 |
| 15 | | | 佐賀 | 事務センター | 2014年 6月19日 | 2014年 6月24日 | | 2事業所91名 | — | 0 |
| 16 | | | 東京 | 事務センター | 2014年 6月16日 | 2014年 6月26日 | | 2事業所2名 | — | 0 |
| 17 | | | 東京 | 事務センター | 2014年 6月16日 | 2014年 6月19日 | | 3事業所243名 | — | 0 |
| 18 | | | 香川 | 事務センター | 2014年 7月10日 | 2014年 7月11日 | | 2事業所1名 | — | 0 |
| 19 | 社会保険労務士への受託事業所確認の依頼文書の作成誤り | 通知書等の作成誤り | 群馬 | 太田 | 2014年 4月22日 | 2014年 4月23日 | ○事業所からの問合せにより、社会保険労務士への受託事業所確認の依頼文書に記載した年金事務所の電話番号が誤って使用されていない電話番号であることが判明しました。 ●社会保険労務士への受託事業所確認の依頼文書を送付したすべての事業所あてにお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに通知書を作成する際は複数名によるダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 172事業所 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|------------------|----------|------------|--------|-----------------|-----------------|---|---|--------|----------------|--------|
| 20 | 厚生年金適用関係届書等の処理漏れ | 未処理・処理遅延 | 東京 | 上野 | 2006年 7月11日 | 2014年 2月10日 | ○事業所からの問合せ等により、賞与支払届、厚生年金基金加入処理票の処理漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●届書等の処理を行い、過払い分の年金について、返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。 | 1事業所1名 | 過払い | 1,245 | |
| 21 | | | 長野 | 飯田 | 1989年 4月1日 | 2013年 12月18日 | | 1事業所12名 | 過払い | 542,358 | |
| 22 | | | 茨城 | 事務センター | 2012年 12月27日 | 2014年 2月12日 | | 6事業所10名 | 過払い | 357,058 | |
| 23 | | | 徳島 | 事務センター | 2013年 11月29日 | 2014年 1月16日 | | ○事業所からの問合せ等により、賞与支払届、資格取得届、資格喪失届、資格取得時報酬訂正届、被扶養者異動届の処理漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●届書等の処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。 | 1事業所1名 | 未徴収 | 19,437 |
| 24 | | | 東京 | 上野 | 2013年 11月7日 | 2013年 12月6日 | | 1事業所1名 | — | 0 | |
| 25 | | | 山形 | 事務センター | 2013年 12月25日 | 2014年 1月24日 | | 1事業所10名 | 未徴収 | 497,254 | |
| 26 | | | 岡山 | 倉敷西 | 2005年 1月13日 | 2014年 2月3日 | | 1事業所1名 | — | 0 | |
| 27 | | | 神奈川 | 横浜西 | 2014年 1月17日 | 2014年 2月6日 | | 1事業所1名 | — | 0 | |
| 28 | | | 愛媛 | 事務センター | 2013年 8月8日 | 2014年 2月13日 | | 1事業所3名 | 過徴収 | 831,769 | |
| 29 | | | 宮城 | 仙台北 | 2012年 4月頃 | 2014年 2月19日 | | 1事業所1名 | — | 0 | |
| 30 | | | 受理後の書類管理誤り | 大阪 | 玉出 | 2011年 10月12日 | | 2011年 11月10日 | 1事業所1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------|---------|----|------|-----------------|-----------------|---|--------|------|----------------|
| 31 | 保険料の調査決定事務の誤り | 確認・決定誤り | 徳島 | 徳島南 | 2014年 1月21日 | 2014年 4月8日 | ○担当者が手管理債権の手作業決裁報告書を確認したところ、保険料額表の該当等級の確認不足により、高齢任意加入被保険者に係る厚生年金保険料額が誤っていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、手管理債権の告知額を決定する際、保険料額表の該当等級の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所1名 | 未徴収 | 15,408 |
| 32 | | 入力誤り | 京都 | 京都南 | 2013年 9月16日 | 2013年 10月16日 | ○事業所からの問合せにより、保険料を調整する際、増額調整と減額調整の入力を取り違い誤った保険料額で納入告知を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、保険料の調整を行った際、窓口装置と増減内訳書による確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | — | 0 |
| 33 | | | 栃木 | 宇都宮東 | 2013年 1月8日 | 2013年 1月25日 | ○事業所からの問合せ等により、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料額を誤って登録していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料を登録する際は、複数名によるダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 16,511 |
| 34 | 二以上事業所勤務被保険者の誤り | 確認・決定誤り | 京都 | 京都南 | 2014年 2月20日 | 2014年 3月13日 | ○事業所からの問合せ等により、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料額を誤って登録していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料を登録する際は、複数名によるダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所1名 | 過徴収 | 119,988 |
| 35 | | | 大阪 | 難波 | 2013年 10月11日 | 2013年 10月18日 | ○担当者が二以上事業所勤務被保険者登録票を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料額を登録する際、数字を見間違え入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の調整を確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料額を登録する際は、入力誤りがないよう確認を徹底することを周知しました。 | 9事業所7名 | 過徴収 | 63,343 |
| 36 | | 入力誤り | 滋賀 | 大津 | 2012年 9月28日 | 2014年 3月19日 | ○事業所からの問合せにより、延滞金の納付の確認を怠り、納付済にもかかわらず滞納処分を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●滞納処分の取消処理を行いました。 ●担当部署において、滞納処分を行う際は、直前の収納状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所1名 | 過徴収 | 10,710 |
| 37 | | | 滋賀 | 大津 | 2012年 10月3日 | 2013年 10月4日 | ○弁護士事務所からの問合せにより、包括的禁止命令が発出されているにもかかわらず滞納処分を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所代理人の弁護士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●滞納処分の取消処理を行い、差押えた債権を返還しました。 ●担当部署において、滞納処分を行う際は、滞納処分の可否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所1名 | 未徴収 | 120 |
| 38 | 滞納処分時の誤り | 確認・決定誤り | 宮城 | 仙台東 | 2013年 7月26日 | 2013年 7月26日 | ○事業所からの問合せにより、延滞金の納付の確認を怠り、納付済にもかかわらず滞納処分を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●滞納処分の取消処理を行いました。 ●担当部署において、滞納処分を行う際は、直前の収納状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | — | 0 |
| 39 | | | 群馬 | 前橋 | 2014年 6月2日 | 2014年 6月5日 | ○弁護士事務所からの問合せにより、包括的禁止命令が発出されているにもかかわらず滞納処分を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所代理人の弁護士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●滞納処分の取消処理を行い、差押えた債権を返還しました。 ●担当部署において、滞納処分を行う際は、滞納処分の可否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 120,361 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|-----------|-----|--------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 40 | 滞納処分時の誤り | 確認・決定誤り | 茨城 | 下館 | 2012年 12月25日 | 2013年 5月17日 | ○過去に行った滞納処分を確認したところ、債権の時効が到来している期間に充当していることが判明しました。 ●事業所あてにお詫びの文書を送付しました。 ●時効未到来期間への充当処理を行いました。 ●担当部署において、滞納処分を行う際は、時効の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | — | 0 |
| 41 | | | 大阪 | 大手前 | 2013年 10月15日 | 2013年 11月29日 | ○担当者が裁判所からの配当金が滞納額を超過していたため確認したところ、裁判所あてに滞納現在額計算書の送付を漏らしていたことが判明しました。 ●訂正処理を行い、差押債権を返還しました。 ●担当部署において、滞納現在額計算書の金額に変更があった際は、執行機関に遅滞なく変更の通知を行うよう周知・徹底しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 1,113,653 |
| 42 | | | 静岡 | 三島 | 2013年 3月12日 | 2013年 6月12日 | ○地方厚生局からの問合せにより、滞納処分の認可申請を行わないまま全喪事業所にかかる滞納処分を行っていたことが判明しました。 ●滞納処分の取消処理を行い、差押債権を返還しました。 ●担当部署において、滞納処分の認可申請漏れを防ぐため、毎月複数名での確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 185 |
| 43 | | | 和歌山 | 田辺 | 2014年 2月21日 | 2014年 2月28日 | ○担当者が差押決議書類の確認をしたところ、督促の指定期限が未経過にもかかわらず滞納処分を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●債権差押通知書等の差し替えを行いました。 ●担当部署において、ダブルチェックの徹底と徴収各法について、課内ミニ研修を実施しました。 | 1事業所 | — | 0 |
| 44 | 厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 奈良 | 事務センター | 2013年 7月19日 | 2013年 7月22日 | ○他の事業所の保険料納入告知書が送付されたとの連絡があり、保険料納入告知書の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書等を回収し、本来送付する事業所あてに保険料納入告知書を送付しました。 ●委託業者に対して、告知書と封筒件数の照合や封入状況の確認を徹底するよう指導し、改善報告書を受理しました。 | 2事業所 | — | 0 |
| 45 | | | 兵庫 | 事務センター | 2014年 3月20日 | 2014年 3月27日 | | 2事業所 | — | 0 |
| 46 | 厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り | 通知書等の作成誤り | 福井 | 福井 | 2013年 9月2日 | 2013年 9月9日 | ○事業所からの問合せ等により、社会保険料納入確認書、延滞金納付書等の厚生年金徴収関係通知書等の作成誤りが判明しました。 ●誤って作成した通知書等を回収し、正しい通知書等を事業所あてに送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに文書を作成する際は複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | — | 0 |
| 47 | | | 東京 | 渋谷 | 2014年 6月20日 | 2014年 6月25日 | | 1事業所 | — | 0 |
| 48 | | | 滋賀 | 草津 | 2014年 5月8日 | 2014年 5月9日 | | 1事業所 | — | 0 |
| 49 | | | 大阪 | 堀江 | 2014年 3月24日 | 2014年 5月8日 | | 1事業所 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------|---------|----|------|----------------|----------------|---|------|------|----------------|
| 50 | 厚生年金保険料等の還付誤り | 確認・決定誤り | 京都 | 中京 | 2013年 6月19日 | 2013年 7月17日 | <p>○事業所からの問合せにより、既に還付済の保険料を二重に還付していることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●事業所あてに返納金納入告知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、還付請求書の受付時に過誤納額整理簿への記入漏れの確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1事業所 | 誤還付 | 53,084 |
| 51 | 口座振替納付申出書の誤り | 入力誤り | 愛知 | 中村 | 2014年 3月31日 | 2014年 5月21日 | <p>○担当者が口座振替不能リストを確認したところ、金融機関コードの入力誤りにより口座振替が不能となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、事業所あてに納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、誤りやすい金融機関名・金融機関コードの把握と確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1事業所 | 未徴収 | 254,848 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------------------|---------|-----|--------|----------------|----------------|---|------|------|----------------|
| 52 | 国民年金被保険者資格取得(喪失)・種別変更届の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川 | 事務センター | 2010年 4月9日 | 2014年 4月1日 | ○年金事務所より問合せがあり、記録を確認したところ、第3号被保険者該当届を処理する際、配偶者記録の確認不足により、第3号該当期間後の第1号被保険者記録の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、第3号被保険者該当届の審査及び処理時における配偶者記録の確認により、第3号被保険者に該当しない期間の第1号被保険者記録の処理を漏らすことがないよう周知・徹底しました。 | 1名 | 誤還付 | 780,800 |
| 53 | 国民年金第3号被保険者該当関係届の誤り | 確認・決定誤り | 滋賀 | 大津 | 2007年 9月10日 | 2013年 4月2日 | ○お客様より年金請求書を受付した際に、記録を確認したところ、厚生年金被保険者である配偶者が65歳以上であったが、受給権を満たしていなかったため、第3号被保険者該当届を処理すべきところ、第3号被保険者非該当と判断し、処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●第3号被保険者該当届の処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届の処理時において、配偶者の年齢(65歳)を確認するとともに受給権発生の有無についても確認を徹底することを周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 6,300 |
| 54 | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 広島 | 広島東 | 2007年 8月13日 | 2013年 1月23日 | ○お客様からの問合せにより、国民年金任意加入申出書を受付する際、大学在籍期間の合算対象期間の確認不足により、既に受給権が発生しており任意加入する必要がないお客様から任意加入申出書を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●任意加入の取消処理を行い、過徴収した保険料の還付及び未払いの年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は、申出書の裏面に記載されている合算対象期間の確認項目等について、必ずお客様から聴取することを周知・徹底しました。 | 1名 | その他 | 896,269 |
| 55 | | 説明誤り | 東京 | 府中 | 2005年 8月頃 | 2014年 2月18日 | ○市役所からの問合せ等により、お客様が市役所において海外転出の手続きを行った際、任意加入又は資格喪失にかかる届出が必要である旨の説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、遡及した加入が認められたため、訂正処理を行うことで了承を得ました。 | 1名 | — | 0 |
| 56 | | | 東京 | 府中 | 1987年 3月22日 | 2014年 1月6日 | ●資格記録の訂正処理を行いました。 ●市役所に対し、今回の事象を説明し、改めて海外転出時における届出の案内誤りや案内漏れがないよう強く申入れを行いました。 | 1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|------------------|------|-----|--------|----------------|----------------|--|------|------|----------------|
| 57 | 国民年金被保険者氏名変更届の誤り | 入力誤り | 神奈川 | 事務センター | 2014年 5月30日 | 2014年 6月10日 | <p>○お客様からの問合せにより、国民年金被保険者氏名変更届を入力する際、氏名の漢字を誤って入力したことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●氏名の訂正処理を行い、改めて差替分の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、入力処理時の確認及び入力処理後の処理結果リストの確認等を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------------------------|---------|-----|--------|-----------------|-----------------|---|---|------|----------------|
| 58 | 国民年金保険料納付書の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 立川 | 2013年 12月29日 | 2014年 3月28日 | ○お客様からの問合せにより、国民年金保険料納付書を作成する際、納付対象期間等の確認不足により、申出のあった期間の納付書の作成を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がおお客様にお詫びの上説明しました。協議が機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付対象期間、未納期間等の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | — | 0 |
| 59 | | | 静岡 | 浜松東 | 2013年 2月27日 | 2013年 3月1日 | | 1名 | — | 0 |
| 60 | | 入力誤り | 山形 | 寒河江 | 2014年 4月21日 | 2014年 5月2日 | | ○担当者が記録を確認したところ、国民年金保険料前納納付書を作成する際、前納開始月を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がおお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、お客様からの依頼により納付書等を作成する際、納付書作成処理票を起票し、処理結果リストによる確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 |
| 61 | 国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 淀川 | 2013年 9月2日 | 2013年 11月22日 | ○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書在处理する際、振替方法、緊急停止後の再開処理、口座振替記録の訂正、金融機関控の送付等の確認誤りがあったことが判明しました。 ●担当者がおお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の審査時における各項目の確認、入力及び緊急停止にかかるスケジュール等についての確認、入力処理後の処理結果リストによる確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | — | 0 |
| 62 | | | 大阪 | 淀川 | 2013年 3月18日 | 2013年 5月30日 | | 1名 | — | 0 |
| 63 | | | 神奈川 | 港北 | 2013年 7月31日 | 2013年 8月26日 | | 1名 | — | 0 |
| 64 | | | 兵庫 | 須磨 | 2012年 10月11日 | 2013年 4月10日 | | 3名 | — | 0 |
| 65 | | | 香川 | 事務センター | 2014年 2月4日 | 2014年 5月30日 | | 1名 | 過徴収 | 14,800 |
| 66 | | | 北海道 | 帯広 | 2014年 4月1日 | 2014年 4月11日 | | 1名 | — | 0 |
| 67 | | | 大阪 | 今里 | 2013年 7月2日 | 2013年 7月25日 | | 1名 | — | 0 |
| 68 | | | 神奈川 | 港北 | 2010年 9月22日 | 2013年 4月4日 | | 1名 | — | 0 |
| 69 | | | 東京 | 八王子 | 2014年 2月10日 | 2014年 5月21日 | | 1名 | — | 0 |
| 70 | | | 岩手 | 事務センター | 2014年 4月1日 | 2014年 4月18日 | | 1名 | — | 0 |
| 71 | | | 福岡 | 大牟田 | 2014年 4月9日 | 2014年 4月30日 | | 1名 | — | 0 |
| 72 | | | 兵庫 | 西宮 | 2013年 7月30日 | 2014年 2月28日 | | 1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日 | 判明日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|--------------------------------|---------|----|--------|-------------|-------------|--|---|------|----------------|
| 73 | 国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り | 入力誤り | 長野 | 事務センター | 2013年12月10日 | 2014年4月17日 | ○お客様からの問合せにより、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書に係る金融機関コードの入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、入力時及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 | 2名 | — | 0 |
| 74 | | | 岐阜 | 事務センター | 2014年2月20日 | 2014年5月7日 | | 1名 | — | 0 |
| 75 | | | 東京 | 目黒 | 2014年2月28日 | 2014年5月2日 | | 1名 | — | 0 |
| 76 | 国民年金付加保険料納付(辞退)申出書・該当(不該当)届の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 枚方 | 2013年10月16日 | 2013年11月20日 | ○お客様からの問合せにより、市役所において、お客様が付加保険料の申出を希望していたにもかかわらず、付加保険料納付申出書の受理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正不可との回答があったため、改めてお詫びの上説明し了承を得ました。 ●市役所に対し、今回の事象を説明し、改めて窓口対応時における案内誤りや案内漏れがないよう強く申入れを行いました。 | 1名 | — | 0 |
| 77 | 国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り | 確認・決定誤り | 熊本 | 熊本東 | 2012年2月23日 | 2014年2月13日 | ○お客様からの問合せ等により、障害年金2級の受給者であったにもかかわらず、受給記録の確認不足により、法定免除の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●法定免除の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の該当要件について周知・徹底を行いました。 | 1名 | — | 0 |
| 78 | | | 大阪 | 福島 | 2013年8月2日 | 2013年11月5日 | | 1名 | — | 0 |
| 79 | | | 兵庫 | 加古川 | 2010年6月1日 | 2013年12月27日 | | ○市役所からの問合せにより、お客様の受給していた障害年金が3級非該当により停止となり3年を経過していたため、法定免除に該当しないにもかかわらず、停止理由等の確認不足により、誤って国民年金保険料免除理由該当届を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●法定免除の取消処理を行い、免除申請書を受理しました。 ●担当部署において、法定免除の該当要件について周知・徹底を行いました。 | 1名 | — |
| 80 | 国民年金保険料追納申込書の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 枚方 | 2013年8月26日 | 2013年11月22日 | ○担当者が過誤納記録を確認したところ、お客様が65歳以上で老齢基礎年金の受給権を満たしているため、追納申込ができないにもかかわらず、誤って国民年金保険料追納申込書を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、追納申込書を受付する際、追納可能期間の確認だけでなく、お客様の年齢及び受給権の有無についても確認するよう周知・徹底しました。 | 1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|------------------|------------|------------|--------|----------------|----------------|--|----------------|------|----------------|---|
| 81 | 収納時の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 荒川 | 2013年 5月30日 | 2013年 5月31日 | ○担当者がお客様から保険料を領収する際、督促をしていないにもかかわらず、誤って延滞金を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●訂正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、来所通知書を送付したお客様から保険料を領収する際は、督促状の発行の有無を確認するよう周知・徹底しました。 | 1名 | 過徴収 | 10,800 | |
| 82 | 国民年金徴収関係届書等の処理漏れ | 受付時の書類管理誤り | 千葉 | 事務センター | 2013年 8月頃 | 2013年 9月27日 | ○お客様からの問合せ等により、国民年金徴収関係届書等の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。未処理の届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。 | 30名 | — | 0 | |
| 83 | | | 島根 | 事務センター | 2013年 9月13日 | 2013年 9月30日 | | 1名 | — | 0 | |
| 84 | | 未処理・処理遅延 | 北海道 | 岩見沢 | 2013年 7月5日 | 2013年 7月22日 | | 1名 | 未払い | 22,560 | |
| 85 | | | 東京 | 八王子 | 2013年 1月31日 | 2013年 9月4日 | | 1名 | その他 | 44,540 | |
| 86 | | | 石川 | 事務センター | 2013年 5月20日 | 2013年 8月27日 | | 1名 | その他 | 45,720 | |
| 87 | | | 岐阜 | 美濃加茂 | 2013年 6月頃 | 2013年 9月9日 | | 10名 | — | 0 | |
| 88 | | | 群馬 | 太田 | 2013年 2月28日 | 2013年 7月23日 | | 2名 | 未払い | 36,180 | |
| 89 | | | 神奈川 | 横浜南 | 2013年 8月5日 | 2013年 10月8日 | | 1名 | — | 0 | |
| 90 | | | 石川 | 金沢南 | 2013年 8月30日 | 2013年 9月3日 | | 1名 | 未徴収 | 14,860 | |
| 91 | | | 沖縄 | 名護 | 2013年 8月1日 | 2013年 8月5日 | | 1名 | 未徴収 | 14,850 | |
| 92 | | | 受理後の書類管理誤り | 岡山 | 倉敷東 | 2013年 7月9日 | | 2013年 7月17日 | 1名 | — | 0 |
| 93 | | | | 東京 | 中央 | 2013年 5月15日 | | 2013年 7月19日 | 1名 | — | 0 |
| 94 | | 神奈川 | | 川崎 | 2013年 8月1日 | 2013年 8月23日 | | 1名 | — | 0 | |
| 95 | | 埼玉 | | 川越 | 2013年 5月24日 | 2013年 8月29日 | | 3名 | — | 0 | |
| 96 | | 愛知 | | 岡崎 | 2013年 7月25日 | 2013年 9月3日 | | 1名 | 未徴収 | 30,080 | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日 | 判明日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|------------------------|------|----|------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 97 | 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の誤り | 説明誤り | 長野 | 松本 | 2013年 11月13日 | 2013年 11月14日 | <p>○お客様からの問合せにより、国民年金保険料控除証明書の交付依頼にかかる相談を受けた際、本来納付記録が窓口装置に反映された時点で交付できると説明すべきところ、領収書を持参すれば交付できると誤った説明をしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、国民年金保険料控除証明書を発行するためには納付記録が窓口装置に反映されていなければいけないということを周知・徹底しました。</p> | 1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日 | 判明日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------|---------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 98 | 老齢年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 千代田 | 1994年 1月頃 | 2013年 4月30日 | ○お客様の年金相談時、旧法退職共済年金を受給していることから、本来、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢年金を裁定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 5,452,409 |
| 99 | | | 東京 | 墨田 | 1987年 4月22日 | 2013年 7月8日 | ○機構本部からの連絡により、旧法退職共済年金を受給していることから、本来、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢年金を裁定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 4,110,331 |
| 100 | | | 東京 | 北 | 2008年 3月6日 | 2013年 7月10日 | ○お客様からの問合せや年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、配偶者記録や学生期間等に係る合算対象期間の確認不足による老齢年金の受給要件等の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,033,466 |
| 101 | | | 兵庫 | 尼崎 | 1988年 2月9日 | 2012年 11月26日 | | 1名 | — | 0 |
| 102 | | | 東京 | 世田谷 | 2007年 3月9日 | 2012年 10月23日 | | 1名 | 未払い | 2,721,382 |
| 103 | | | 奈良 | 事務センター | 2013年 11月21日 | 2014年 1月29日 | | 1名 | 未払い | 1,005,440 |
| 104 | | | 京都 | 中京 | 1983年 12月8日 | 2013年 6月17日 | | 1名 | — | 0 |
| 105 | | | 兵庫 | 事務センター | 2014年 1月9日 | 2014年 2月6日 | | 1名 | 未払い | 76,370 |
| 106 | | | 東京 | 足立 | 2013年 1月31日 | 2013年 5月9日 | | 1名 | — | 0 |
| 107 | | | 熊本 | 本渡 | 2013年 12月25日 | 2014年 3月10日 | | 1名 | — | 0 |
| 108 | 大阪 | 今里 | 2013年 12月9日 | 2013年 12月12日 | 1名 | — | | 0 | | |
| | | 説明誤り | | | | | | | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | | |
|------|---------------|-------------------|---------|--------|----------------|-----------------|--|----------------|--|----------------|-----|-----------|
| 109 | 老齢年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川県 | 鶴見 | 1994年 5月12日 | 2012年 10月24日 | ○お客様からの問合せや年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、受給権発生日月の決定誤りや説明誤りなど、老齢年金の受給要件等の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 42,453 | | |
| 110 | | | 神奈川県 | 港北 | 2005年 12月9日 | 2012年 11月27日 | | 1名 | 未払い | 1,546,128 | | |
| 111 | | | 北海道 | 札幌北 | 2012年 8月2日 | 2013年 11月18日 | | 1名 | 未払い | 1,056,128 | | |
| 112 | | | 千葉県 | 事務センター | 2013年 9月12日 | 2013年 12月2日 | | 1名 | 未払い | 40,449 | | |
| 113 | | | 埼玉県 | 大宮 | 2012年 8月10日 | 2012年 8月10日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 114 | | | 静岡県 | 静岡 | 2014年 1月22日 | 2014年 5月8日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 115 | | | 大阪府 | 天王寺 | 2004年 6月25日 | 2013年 2月27日 | | 1名 | 未払い | 2,444,096 | | |
| 116 | | | 埼玉県 | 大宮 | 2014年 2月7日 | 2014年 5月28日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 117 | | 説明誤り | 東京都 | 江戸川 | 2012年 8月24日 | 2013年 10月22日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 118 | | | 大阪府 | 守口 | 2013年 9月30日 | 2013年 11月15日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 119 | | | 島根県 | 事務センター | 2013年 7月18日 | 2013年 12月11日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 120 | | | 東京都 | 武蔵野 | 2009年 1月24日 | 2014年 1月15日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 121 | | | 愛知県 | 岡崎 | 2014年 3月6日 | 2014年 3月7日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 122 | | 老齢年金の第四種被保険者期間の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川県 | 平塚 | 1991年 8月16日 | | 2013年 4月4日 | ○お客様からの問合せや年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れ等に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を確認しました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理、過徴収のあるお客様については還付に係る処理を確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 6,140,412 |
| 123 | | | | 東京都 | 江東 | 1988年 8月31日 | | 2013年 6月28日 | | 1名 | 過払い | 126,935 |
| 124 | | | | 東京都 | 武蔵野 | 1998年 10月22日 | | 2014年 4月23日 | | 1名 | 過払い | 31,450 |
| 125 | 岩手県 | | | 二戸 | 1991年 6月20日 | 2013年 10月11日 | 1名 | 過払い | | 324,461 | | |
| 126 | 熊本県 | | | 八代 | 1997年 7月3日 | 2013年 12月12日 | 1名 | 過払い | | 25,509 | | |
| 127 | 東京都 | | | 足立 | 2002年 1月31日 | 2013年 5月30日 | 1名 | 過払い | | 43,890 | | |
| 128 | 熊本県 | | | 熊本西 | 2003年 9月16日 | 2013年 12月13日 | 1名 | 過徴収 | | 219,057 | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|---------|----------------|---------|-----------------|-----------------|-------|----------------|---------------|--|
| 129 | 老齢年金の第四種被保険者期間の誤り | 確認・決定誤り | 宮崎 | 延岡 | 1989年 2月頃 | 2013年 12月24日 | | 1名 | 過徴収 | 67,310 |
| 130 | | | 東京 | 立川 | 2008年 5月15日 | 2013年 10月11日 | | 1名 | 過払い | 51,188 |
| 131 | | | 北海道 | 札幌北 | 1997年 11月頃 | 2013年 10月15日 | | 1名 | 過徴収 | 136,839 |
| 132 | | | 宮崎 | 宮崎 | 2005年 2月9日 | 2013年 11月7日 | | 1名 | 過払い | 30,440 |
| 133 | | | 千葉 | 佐原 | 2000年 8月3日 | 2013年 11月29日 | | 1名 | 過払い | 84,265 |
| 134 | | | 佐賀 | 武雄 | 1996年 5月23日 | 2013年 8月5日 | | 1名 | 過払い | 77,107 |
| 135 | | | 群馬 | 前橋 | 2006年 9月28日 | 2013年 12月2日 | | 1名 | 過徴収 | 21,907 |
| 136 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 1973年 7月1日 | 2014年 1月16日 | | 1名 | 過払い | 25,281 |
| 137 | | | 北海道 | 札幌東 | 1992年 3月12日 | 2014年 2月6日 | | 1名 | 過払い | 60,372 |
| 138 | | | 東京 | 品川 | 1992年 6月4日 | 2013年 12月9日 | | 1名 | 過徴収 | 4,220 |
| 139 | | | 北海道 | 事務センター | 2007年 4月12日 | 2014年 1月10日 | | 1名 | 過徴収 | 10,256 |
| 140 | | | 千葉 | 千葉 | 2000年 12月4日 | 2013年 10月16日 | | 1名 | 過徴収 | 175,918 |
| 141 | | | 京都 | 下京 | 1997年 1月8日 | 2013年 10月15日 | | 1名 | 過払い | 4,992 |
| 142 | | | 老齢年金の共済組合期間の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 武蔵野 | | 1998年 4月18日 | 2014年 1月8日 | ○お客様の年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、旧法の退職年金や退職一時金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべき期間を共済組合期間として裁定したなどの誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 |
| 143 | 神奈川 | 横浜西 | | | 2006年 5月11日 | 2012年 11月27日 | 1名 | 過払い | 2,441,320 | |
| 144 | 東京 | 武蔵野 | | | 2003年 11月20日 | 2014年 2月5日 | 1名 | 過払い | 503,250 | |
| 145 | 愛知 | 豊川 | | | 1991年 12月12日 | 2013年 11月19日 | 1名 | — | 0 | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------------|---------|-----|--------|-----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 146 | 老齢年金の共済組合期間の誤り | 確認・決定誤り | 岩手 | 宮古 | 2005年 10月20日 | 2012年 11月16日 | ○お客様の年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、旧三共済及び農林共済組合期間の確認漏れにより、誤った受給権発生日により裁定したなどが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様の年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済及び農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 5,850 |
| 147 | | | 新潟 | 新潟東 | 1998年 4月30日 | 2014年 1月28日 | | 1名 | — | 0 |
| 148 | | | 神奈川 | 横浜西 | 1987年 9月10日 | 2012年 11月9日 | | 1名 | 過払い | 1,410,000 |
| 149 | | | 奈良 | 大和高田 | 2009年 4月14日 | 2012年 9月25日 | | 2名 | 過払い | 106,733 |
| 150 | | | 栃木 | 栃木 | 2003年 5月22日 | 2013年 8月2日 | | 1名 | 未払い | 1,946,920 |
| 151 | | | 埼玉 | 浦和 | 2008年 3月21日 | 2013年 10月23日 | | 1名 | 過払い | 98,501 |
| 152 | | | 東京 | 新宿 | 1990年 6月7日 | 2010年 4月19日 | | 1名 | 未払い | 1,446,969 |
| 153 | | | 東京 | 事務センター | 2013年 5月9日 | 2013年 10月31日 | | 1名 | 未払い | 173,807 |
| 154 | | | 大阪 | 事務センター | 2013年 8月25日 | 2013年 12月26日 | | 1名 | 未払い | 70,641 |
| 155 | | | 埼玉 | 事務センター | 2014年 3月27日 | 2014年 5月1日 | | 1名 | 過払い | 56,158 |
| 156 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 2002年 4月20日 | 2013年 10月9日 | | 1名 | 未払い | 55,981 |
| 157 | | | 滋賀 | 事務センター | 2013年 11月29日 | 2014年 1月20日 | | 1名 | 未払い | 12,984 |
| 158 | | | 東京 | 港 | 2009年 3月26日 | 2014年 2月4日 | | 1名 | 未払い | 267 |
| 159 | | | 福井 | 武生 | 2008年 8月6日 | 2013年 10月30日 | | 1名 | 未払い | 425 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|---------------------|---------|--------------|-----------------|---|-----------------|---|---|------|----------------|-----------|
| 160 | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 府中 | 2008年 10月1日 | 2013年 4月26日 | ○機構本部からの連絡等により、老齢年金裁定時の国民年金期間に係る免除期間・3号不整合期間等の確認誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 3,228,387 | |
| 161 | | | 兵庫 | 兵庫 | 2006年 6月29日 | 2013年 5月7日 | | 1名 | 過払い | 22,825 | |
| 162 | | | 福島 | 事務センター | 2013年 8月15日 | 2013年 10月21日 | | 1名 | 過払い | 12,910 | |
| 163 | | | 大阪 | 玉出 | 1996年 10月17日 | 2013年 7月17日 | | 1名 | 未払い | 608,971 | |
| 164 | | | 鹿児島 | 鹿屋 | 2004年 8月25日 | 2013年 7月17日 | | 1名 | 過払い | 69,317 | |
| 165 | | | 兵庫 | 尼崎 | 1993年 11月18日 | 2013年 6月6日 | | 1名 | 過払い | 12,000 | |
| 166 | | | 兵庫 | 兵庫 | 1994年 2月2日 | 2013年 6月11日 | | 1名 | 過払い | 48,850 | |
| 167 | | | 宮崎 | 宮崎 | 1997年 6月19日 | 2013年 3月8日 | | 1名 | — | 0 | |
| 168 | | | 神奈川 | 鶴見 | 1995年 8月10日 | 2014年 1月22日 | | 1名 | 過払い | 156,359 | |
| 169 | | | 愛知 | 豊川 | 1982年 11月20日 | 2014年 1月17日 | | ○機構本部からの連絡等により、老齢年金裁定時の厚生年金の基金記録に係る確認誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 112,616 |
| 170 | | | 北海道 | 札幌西 | 1967年 3月頃 | 2013年 12月11日 | | 1名 | 未払い | 2,498 | |
| 171 | | | 北海道 | 札幌西 | 1967年 3月頃 | 2013年 12月11日 | | 1名 | 未払い | 1,270 | |
| 172 | | | 三重 | 事務センター | 2011年 12月22日 | 2014年 6月2日 | | 1名 | 過払い | 93,091 | |
| 173 | | | 鹿児島 | 事務センター | 2011年 12月4日 | 2014年 3月17日 | | 1名 | 過払い | 35,198 | |
| 174 | | | 東京 | 江東 | 1992年 6月2日 | 2011年 10月26日 | | ○お客様の年金相談時、旧令共済期間追加の際に厚生年金保険通算老齢年金から厚生年金保険老齢年金に変更すべきところ処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、記録判明時の手続及び受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 5,462,134 |
| 175 | 東京 | 江東 | 1987年 6月頃 | 2011年 11月17日 | ○お客様の年金相談時、旧令共済期間追加の際に厚生年金保険通算老齢年金から厚生年金保険老齢年金に変更すべきところ処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、記録判明時の手続及び受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 5,457,710 | | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------------|---------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|--|----------------|-----------------|---|
| 176 | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 本部 | 機構本部 (障害年金業務部) | 1989年 5月25日 | 2014年 1月27日 | ○紙とコンピューター記録の突合作業により、年金記録の確認をしたところ、厚生年金記録の再裁定処理誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 7,286,125 |
| 177 | | | 神奈川県 | 平塚 | 1997年 9月28日 | 2012年 3月15日 | | 1名 | 未払い | 848,883 |
| 178 | | | 東京都 | 葛飾 | 2004年 12月頃 | 2013年 11月1日 | | 1名 | 未払い | 1,403,760 |
| 179 | | | 東京都 | 江東 | 1993年 3月4日 | 2013年 2月19日 | | 1名 | 未払い | 452,600 |
| 180 | | | 宮城県 | 事務センター | 2013年 9月20日 | 2013年 12月13日 | | 1名 | 未払い | 75 |
| 181 | | | 東京都 | 江東 | 1981年 2月11日 | 2013年 12月18日 | | 1名 | 過払い | 7,995 |
| 182 | | | 愛知県 | 岡崎 | 1978年 9月13日 | 2014年 3月6日 | | 1名 | 過払い | 22,215 |
| 183 | | | 兵庫県 | 西宮 | 1960年 6月14日 | 2014年 1月14日 | | 1名 | — | 0 |
| 184 | | | 神奈川県 | 港北 | 1986年 8月14日 | 2013年 3月26日 | | 1名 | 未払い | 269,888 |
| 185 | | | 老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川県 | 横浜南 | | 2013年 7月22日 | 2013年 10月25日 | ○お客様からの問合せや事務センターからの連絡により、全部繰上げを一部繰上げとして裁定、繰下げを行わず裁定など、老齢年金の繰上げ・繰下げ請求に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び繰上げ繰下げに係る取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 |
| 186 | 滋賀県 | 大津 | | | 2013年 4月10日 | 2013年 10月30日 | 1名 | — | 0 | |
| 187 | 福島県 | 相馬 | | | 2013年 11月11日 | 2014年 2月4日 | 1名 | 未払い | 124,250 | |
| 188 | 長野県 | 事務センター | | | 2010年 9月9日 | 2013年 7月23日 | 1名 | 過払い | 86,148 | |
| 189 | 兵庫県 | 三宮 | | | 2012年 5月9日 | 2013年 5月20日 | 1名 | 未払い | 1,013,500 | |
| 190 | 群馬県 | 前橋 | | | 2013年 12月26日 | 2014年 1月14日 | 1名 | 過払い | 832,575 | |
| 191 | 福岡県 | 小倉南 | | | 2013年 10月1日 | 2014年 6月4日 | 1名 | 未払い | 478,405 | |
| 192 | 広島県 | 備後府中 | | | 2013年 6月4日 | 2013年 9月19日 | 1名 | 未払い | 369,649 | |
| 193 | 愛知県 | 事務センター | | | 2013年 10月30日 | 2013年 11月27日 | 1名 | 過払い | 73,650 | |
| 194 | 青森県 | 事務センター | | | 2013年 9月26日 | 2013年 12月10日 | 1名 | 過払い | 60,900 | |
| 195 | 栃木県 | 宇都宮西 | 2014年 1月28日 | 2014年 4月16日 | 1名 | 過払い | 56,408 | | | |
| 196 | | 説明誤り | 滋賀県 | 草津 | 2012年 1月24日 | 2012年 3月8日 | 1名 | — | 0 | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------|---------|---------|----------------|-----------------|---|--|----------------|--|----------------|
| 197 | 遺族年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 鹿児島 | 鹿児島南 | 1999年 10月21日 | 2013年 9月18日 | ○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や、お客様からの未支給請求書に係る相談を受けた際、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れなどが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様の年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,869,482 |
| 198 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 2008年 3月13日 | 2014年 3月5日 | | 1名 | 未払い | 592,034 |
| 199 | | | 愛知 | 豊川 | 1979年 11月14日 | 2014年 1月8日 | | 1名 | 未払い | 587,229 |
| 200 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 2003年 2月6日 | 2013年 11月25日 | | 1名 | 未払い | 473,062 |
| 201 | | | 愛知 | 岡崎 | 2005年 11月24日 | 2013年 12月4日 | | 1名 | 未払い | 125,671 |
| 202 | | | 東京 | 事務センター | 2013年 7月25日 | 2013年 12月27日 | | 1名 | 未払い | 62,751 |
| 203 | | | 確認・決定誤り | 福島 | 平 | 1996年 7月4日 | | 2013年 12月5日 | ○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や、お客様からの問合せにより、短期要件と長期要件を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 |
| 204 | 愛知 | 岡崎 | | | 2002年 10月2日 | 2013年 8月8日 | 1名 | 未払い | | 1,050,313 |
| 205 | 山梨 | 竜王 | | | 1997年 9月25日 | 2014年 3月12日 | 1名 | 過払い | | 24,500 |
| 206 | 説明誤り | 大阪 | 堺東 | 2013年 11月8日 | 2013年 11月19日 | ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | — | 0 | |
| 207 | | | 佐賀 | 事務センター | 2013年 7月22日 | | 2013年 12月3日 | 1名 | — | 0 |
| 208 | | | 福岡 | 小倉北 | 2013年 11月11日 | | 2014年 2月13日 | 1名 | — | 0 |
| 209 | 確認・決定誤り | 愛媛 | 今治 | 1991年 7月3日 | 2013年 7月29日 | ○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や、機構本部からの連絡等により、旧令共済期間の漏れや配偶者死亡年月日の確認漏れによる受給権発生年月日誤りなど、受給要件等に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,173,685 | |
| 210 | | | 今治 | 2001年 2月15日 | 2013年 10月31日 | | 1名 | 未払い | 841,316 | |
| 211 | | | 埼玉 | 春日部 | 2005年 1月21日 | | 2014年 2月20日 | 1名 | 過払い | 4,214 |
| 212 | | | 宮崎 | 延岡 | 1999年 10月頃 | | 2013年 11月6日 | 1名 | — | 0 |
| 213 | | | 福井 | 武生 | 2014年 1月8日 | | 2014年 1月27日 | 1名 | — | 0 |
| 214 | 説明誤り | 群馬 | 渋川 | 2013年 9月19日 | 2013年 10月16日 | 1名 | — | 0 | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | | |
|------|---------------------|---------|---------|-------------------|----------------|-----------------|---|----------------|--|----------------|--------|---------|
| 215 | 障害年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 群馬 | 前橋 | 2009年 12月2日 | 2011年 10月31日 | ○お客様からの問合せにより、障害基礎年金の納付要件を誤り、本来、受給要件が有るにもかかわらず無いとした受給要件等に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 7,636,654 | | |
| 216 | | | 本部 | 機構本部 (障害年金業務部) | 2010年 2月4日 | 2014年 3月10日 | ○お客様からの問合せにより、障害年金の等級について、本来、2級で決定すべきところ3級で決定したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、障害年金の等級に係る取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 6,343,000 | | |
| 217 | 障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り | 確認・決定誤り | 本部 | 機構本部 (障害年金業務部) | 2014年 1月22日 | 2014年 2月18日 | ○お客様からの問合せや年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、障害特例請求の確認や国民年金の納付年月日の確認誤り、次回提出時の診断書の誤りなど、障害年金の受給要件等に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | — | 0 | | |
| 218 | | | 本部 | 機構本部 (障害年金業務部) | 2014年 3月6日 | 2014年 5月2日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 219 | | 説明誤り | 熊本 | 玉名 | 2013年 10月頃 | 2013年 11月14日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 220 | | | 山形 | 山形 | 2013年 10月頃 | 2013年 11月15日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 221 | | | 福島 | 郡山 | 2013年 9月13日 | 2014年 2月3日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 222 | | | 北海道 | 札幌東 | 2014年 3月17日 | 2014年 4月25日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 223 | | | 福岡 | 博多 | 2014年 1月28日 | 2014年 6月13日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 224 | | | 神奈川 | 小田原 | 2014年 6月11日 | 2014年 7月18日 | | 1名 | — | 0 | | |
| 225 | | | 確認・決定誤り | 東京 | 港 | 2013年 9月5日 | | 2014年 4月25日 | ○お客様からの問合せ等により、支払の停止処理や診断書の様式誤りなど障害基礎年金の所得調査時に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを確認し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、所得調査時の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 650,399 |
| 226 | | | | 埼玉 | 所沢 | 2008年 11月20日 | | 2013年 12月2日 | 1名 | 未払い | 64,875 | |
| 227 | 未支給年金の受給要件の誤り | 説明誤り | 千葉 | 船橋 | 2011年 8月30日 | 2011年 12月6日 | ○事務センターからの連絡等により、失踪宣告者や時効の取扱いに係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました ●担当部署において、未支給請求書の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | — | 0 | | |
| 228 | | | 兵庫 | 姫路 | 2013年 6月17日 | 2013年 8月13日 | | 1名 | — | 0 | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|------------|---------|-----|--------|-------------|-------------|--|------|------|----------------|
| 229 | 脱退手当金に係る誤り | 確認・決定誤り | 神奈川 | 事務センター | 2013年11月13日 | 2013年12月2日 | ○市町村やお客様からの問合せ等により、女子被保険者の特例の取扱いや合算対象期間の取扱い誤りなどによる、脱退手当金の受給要件等に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました ●担当部署において、脱退手当金の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 157,400 |
| 230 | | | 福岡 | 東福岡 | 2014年4月12日 | 2014年4月23日 | | 1名 | — | 0 |
| 231 | 死亡一時金に係る誤り | 確認・決定誤り | 和歌山 | 事務センター | 2014年1月23日 | 2014年1月24日 | ○市町村からの問合せや担当者の確認により、死亡一時金の重複支払や要件の説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 120,000 |
| 232 | | | 大阪 | 堺西 | 2013年12月19日 | 2013年12月19日 | | 1名 | — | 0 |
| 233 | 年金分割に係る誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 世田谷 | 2013年12月2日 | 2014年3月6日 | ○お客様からの連絡により、年金分割請求に関する第3号被保険者に係る誤りや受付年月日等の確認・決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金分割の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | — | 0 |
| 234 | | | 鳥取 | 事務センター | 2013年10月29日 | 2013年12月13日 | | 2名 | その他 | 946,674 |
| 235 | 加給年金の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 稚内 | 1995年5月18日 | 2013年12月17日 | ○年金相談時又は、機構本部等からの連絡等により、加給年金額加算開始事由該当届や停止事由該当届及び生計維持申立書の受理漏れによる誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び添付書類などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお、2005年(平成17年)にシステム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。 | 1名 | 過払い | 858,119 |
| 236 | | | 福岡 | 南福岡 | 2007年11月12日 | 2013年11月25日 | | 1名 | 未払い | 660,000 |
| 237 | | | 東京 | 大田 | 2006年3月22日 | 2013年11月7日 | | 1名 | 未払い | 2,450,000 |
| 238 | | | 神奈川 | 横須賀 | 2006年2月1日 | 2013年12月11日 | | 1名 | 未払い | 2,434,441 |
| 239 | | | 神奈川 | 事務センター | 2008年11月27日 | 2011年6月6日 | | 1名 | 未払い | 189,802 |
| 240 | | | 茨城 | 水戸南 | 2001年11月15日 | 2013年12月16日 | | 1名 | 未払い | 24,975 |
| 241 | | | 東京 | 目黒 | 1998年11月1日 | 2014年2月13日 | | 1名 | 未払い | 840,085 |
| 242 | | | 福岡 | 博多 | 1997年6月26日 | 2013年11月22日 | | 1名 | 未払い | 216,080 |
| 243 | | | 大阪 | 守口 | 1995年4月1日 | 2012年10月2日 | | 1名 | 未払い | 56,499 |
| 244 | | | 東京 | 足立 | 1993年6月5日 | 2013年6月14日 | | 1名 | 未払い | 17,708 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------|---------|-----|---------------|-----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 245 | 加給年金の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 江東 | 1996年 1月16日 | 2013年 5月13日 | ○年金相談時又は、機構本部等からの連絡等により、年金の裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認が不足したことによる配偶者状態表示の登録誤り等、加給年金額の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお、2005年(平成17年)にシステム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。 | 1名 | 未払い | 2,041,231 |
| 246 | | | 東京 | 新宿 | 2009年 7月9日 | 2013年 12月6日 | | 1名 | 未払い | 2,589,355 |
| 247 | | | 兵庫 | 尼崎 | 1993年 2月20日 | 2013年 10月18日 | | 1名 | 過払い | 1,174,183 |
| 248 | | | 秋田 | 鷹巣 | 1986年 9月頃 | 2013年 12月25日 | | 1名 | 過払い | 1,022,524 |
| 249 | | | 東京 | 江戸川 | 1994年 7月31日 | 2013年 3月15日 | | 1名 | 未払い | 640,027 |
| 250 | | | 福岡 | 南福岡 | 1992年 4月4日 | 2014年 1月15日 | | 1名 | 未払い | 533,336 |
| 251 | | | 愛知 | 岡崎 | 1995年 2月9日 | 2013年 11月8日 | | 1名 | 未払い | 473,283 |
| 252 | | | 岡山 | 津山 | 1992年 4月頃 | 2013年 12月17日 | | 1名 | 未払い | 297,157 |
| 253 | | | 東京 | 江東 | 1996年 12月26日 | 2013年 11月12日 | | 1名 | 未払い | 280,911 |
| 254 | | | 東京 | 新宿 | 1994年 7月14日 | 2010年 11月26日 | | 1名 | 未払い | 264,775 |
| 255 | | | 本部 | 機構本部 (支払部) | 2014年 4月15日 | 2014年 4月22日 | | 1名 | 過払い | 169,535 |
| 256 | | | 千葉 | 幕張 | 1996年 4月1日 | 2013年 10月28日 | | 1名 | 未払い | 169,502 |
| 257 | | | 滋賀 | 草津 | 1994年 6月11日 | 2013年 4月19日 | | 1名 | 未払い | 64,734 |
| 258 | | | 群馬 | 渋川 | 2002年 8月1日 | 2013年 7月8日 | | 1名 | 未払い | 56,501 |
| 259 | | | 徳島 | 徳島南 | 1995年 5月25日 | 2013年 10月17日 | | 1名 | 未払い | 49,099 |
| 260 | | | 千葉 | 幕張 | 1998年 10月28日 | 2013年 12月6日 | | 1名 | 未払い | 43,983 |
| 261 | | | 東京 | 港 | 1996年 9月19日 | 2013年 10月28日 | | 1名 | 未払い | 30,495 |
| 262 | | | 宮崎 | 延岡 | 1995年 2月2日 | 2013年 6月5日 | | 1名 | 未払い | 21,458 |
| 263 | | | 東京 | 武蔵野 | 2013年 6月21日 | 2013年 11月27日 | | 1名 | 過払い | 18,858 |
| 264 | | | 愛知 | 刈谷 | 2008年 10月23日 | 2012年 12月13日 | | 1名 | 未払い | 825,541 |
| 265 | | | 東京 | 板橋 | 1989年 1月頃 | 2014年 1月24日 | | 1名 | 未払い | 31,350 |
| 266 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 2008年 9月25日 | 2013年 10月30日 | | 1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------|---------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 267 | 加給年金の誤り | 説明誤り | 山形 | 山形 | 2003年 3月頃 | 2013年 12月10日 | | 1名 | — | 0 |
| 268 | | | 群馬 | 前橋 | 2014年 4月21日 | 2014年 6月11日 | | 1名 | — | 0 |
| 269 | | | 東京 | 北 | 2014年 6月23日 | 2014年 6月23日 | | 1名 | — | 0 |
| 270 | 振替加算の誤り | 確認・決定誤り | 栃木 | 栃木 | 1990年 2月15日 | 2014年 1月8日 | ○機構本部等からの連絡等により、年金の裁定時に共済組合期間などの年金記録の確認が不足したことによる配偶者状態表示の登録誤り等、振替加算の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお、2005年(平成17年)にシステム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。 | 1名 | 未払い | 4,332,824 |
| 271 | | | 北海道 | 旭川 | 1989年 5月11日 | 2014年 1月9日 | | 1名 | 過払い | 1,134,246 |
| 272 | | | 栃木 | 宇都宮西 | 1991年 1月24日 | 2014年 1月10日 | | 1名 | 過払い | 1,044,750 |
| 273 | | | 神奈川 | 小田原 | 1996年 4月25日 | 2013年 11月22日 | | 1名 | 過払い | 1,020,000 |
| 274 | | | 宮崎 | 宮崎 | 1999年 4月15日 | 2013年 10月18日 | | 1名 | 過払い | 955,033 |
| 275 | | | 神奈川 | 横須賀 | 1999年 3月16日 | 2014年 1月8日 | | 1名 | 過払い | 922,251 |
| 276 | | | 神奈川 | 港北 | 2001年 11月19日 | 2013年 12月17日 | | 1名 | 過払い | 805,150 |
| 277 | | | 愛媛 | 今治 | 2000年 3月21日 | 2014年 1月24日 | | 1名 | 過払い | 801,903 |
| 278 | | | 埼玉 | 春日部 | 2007年 2月1日 | 2013年 11月21日 | | 1名 | 過払い | 785,987 |
| 279 | | | 大阪 | 吹田 | 2003年 2月13日 | 2013年 12月3日 | | 1名 | 過払い | 719,406 |
| 280 | | | 北海道 | 新さっぽろ | 2009年 12月15日 | 2014年 2月7日 | | 1名 | 過払い | 681,266 |
| 281 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 2010年 9月12日 | 2013年 10月30日 | | 1名 | 未払い | 390,702 |
| 282 | | | 佐賀 | 事務センター | 2013年 8月1日 | 2014年 3月10日 | | 1名 | 過払い | 61,831 |
| 283 | | | 佐賀 | 事務センター | 2013年 12月26日 | 2014年 3月10日 | | 1名 | 過払い | 30,834 |
| 284 | | | 新潟 | 長岡 | 1992年 2月6日 | 2013年 11月21日 | | 1名 | 未払い | 3,385,707 |
| 285 | | 説明誤り | 本部 | 機構本部 (年金相談部) | 2013年 10月21日 | 2013年 12月24日 | | 1名 | 未払い | 46,750 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|------------|---------|-----|-----------------|-------------|-------------|--|------|------|----------------|
| 286 | 子に対する加算の誤り | 確認・決定誤り | 福島 | 事務センター | 2013年10月24日 | 2013年11月20日 | ○お客様からの連絡等により、老齢年金の子に対する加算の登録漏れなどの誤りや障害基礎年金の子に対する加算に係る児童扶養手当との調整誤りなどが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金裁定時の戸籍等添付書類の確認及び児童扶養手当との調整の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 376,398 |
| 287 | | | 和歌山 | 和歌山西 | 2013年10月18日 | 2013年12月27日 | | 1名 | 過払い | 18,858 |
| 288 | 年金選択の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉 | 越谷 | 2012年8月27日 | 2013年11月8日 | ○お客様からの問合せや年金相談時に、厚生年金基金から支給される代行部分の考慮漏れによる年金選択の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 317,781 |
| 289 | | | 福島 | 事務センター | 2013年2月15日 | 2013年8月23日 | | 1名 | 未払い | 528,264 |
| 290 | | | 神奈川 | 港北 | 2013年5月15日 | 2013年8月27日 | | 1名 | 過払い | 33,200 |
| 291 | | | 大阪 | 事務センター | 2013年4月18日 | 2013年6月21日 | | 1名 | 過払い | 45,256 |
| 292 | | | 本部 | 機構本部 (支払部) | 2013年7月30日 | 2014年1月24日 | | 1名 | 未払い | 45,465 |
| 293 | | | 岐阜 | 大垣 | 2013年7月11日 | 2013年10月15日 | | 2名 | その他 | 126,575 |
| 294 | | | 新潟 | 新潟東 | 2012年10月9日 | 2013年6月19日 | | 1名 | 過払い | 121,943 |
| 295 | | | 東京 | 中野 | 2013年8月1日 | 2014年2月10日 | | 1名 | 過払い | 15,194 |
| 296 | | | 本部 | 機構本部 (業務渉外部) | 2014年3月19日 | 2014年4月18日 | | 1名 | 未払い | 1,566 |
| 297 | | | 神奈川 | 横浜西 | 2011年7月20日 | 2012年5月24日 | | 1名 | 未払い | 792,981 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|-----------------|---------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|------|----------------|---------|
| 298 | 年金の支払額や支払時期等の誤り | 確認・決定誤り | 京都 | 中京 | 2013年 11月7日 | 2014年 1月21日 | ○お客様からの問合せにより、雇用保険と年金の調整の確認不足による年金の支払額や支払時期に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、雇用保険との調整の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 156,878 | |
| 299 | | 説明誤り | 本部 | 機構本部 (年金相談部) | 2013年 10月1日 | 2013年 12月16日 | | 1名 | — | 0 | |
| 300 | | | 大阪 | 城東 | 2013年 8月19日 | 2013年 8月22日 | | 1名 | — | 0 | |
| 301 | | 確認・決定誤り | 確認・決定誤り | 茨城 | 事務 センター | 2013年 11月1日 | 2013年 12月17日 | ○お客様からの問合せにより、年金見込額算出時の繰上げ請求及び支払スケジュールの確認不足など、年金の支払額や支払時期に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金見込額算出時及び支払スケジュール説明時の確認を徹底するよう周知しました。 | 3名 | その他 | 400,848 |
| 302 | | | | 熊本 | 事務 センター | 2014年 4月14日 | 2014年 6月13日 | | 1名 | 未払い | 191,866 |
| 303 | | | | 本部 | 機構本部 (業務渉外部) | 2014年 4月30日 | 2014年 5月12日 | | 1名 | — | 0 |
| 304 | | | 説明誤り | 兵庫 | 東灘 | 2013年 9月13日 | 2013年 11月20日 | | 1名 | — | 0 |
| 305 | | | | 東京 | 府中 | 2013年 11月5日 | 2013年 12月13日 | | 1名 | — | 0 |
| 306 | | | | 静岡 | 三島 | 1996年 7月2日 | 2013年 3月11日 | | 1名 | — | 0 |
| 307 | | | | 宮崎 | 高鍋 | 2013年 10月25日 | 2014年 1月7日 | | 1名 | — | 0 |
| 308 | 京都 | | | 下京 | 2013年 10月10日 | 2014年 1月10日 | 1名 | | — | 0 | |
| 309 | 年金の支払保留処理等の誤り | 確認・決定誤り | 長崎 | 長崎北 | 2013年 6月10日 | 2013年 12月19日 | ○お客様からの問合せなどにより、未支給年金の請求時に生存者に対して死亡に係る保留処理を行ったことなどの誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、審査時の本人確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 391,916 | |
| 310 | | | 本部 | 機構本部 (支払部) | 2012年 1月4日 | 2012年 7月27日 | | 1名 | 未払い | 349,916 | |
| 311 | | | 佐賀 | 武雄 | 2014年 1月10日 | 2014年 6月5日 | | 1名 | 未払い | 156,565 | |
| 312 | | | 茨城 | 事務 センター | 2012年 11月1日 | 2013年 7月2日 | | 1名 | — | 0 | |
| 313 | | | 京都 | 中京 | 2012年 12月13日 | 2013年 2月5日 | | 1名 | 未払い | 82,999 | |
| 314 | | | 岡山 | 事務 センター | 2007年 10月25日 | 2014年 2月7日 | | 1名 | 未払い | 362,718 | |
| 315 | | | 本部 | 機構本部 (業務渉外部) | 2014年 1月21日 | 2014年 2月5日 | | 1名 | 過徴収 | 116,000 | |
| 316 | | | 和歌山 | 事務 センター | 2013年 12月26日 | 2014年 1月28日 | | 1名 | 未払い | 71,433 | |
| 317 | | | 新潟 | 三条 | 2014年 1月17日 | 2014年 3月17日 | | 1名 | 未払い | 117,000 | |
| 318 | | 入力誤り | 兵庫 | 事務 センター | 2013年 4月1日 | 2013年 10月15日 | | 1名 | 未払い | 240,246 | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|---------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|---|--|------|----------------|-----|
| 319 | 年金給付関係書類の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 埼玉 | 熊谷 | 2013年 9月4日 | 2013年 9月10日 | ○お客様からの問合せにや事務センターからの連絡により、別人記録による年金見込額や被保険者記録回答票を窓口で交付している誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って送付した回答票を回収しました。 ●担当部署において、書類の交付時の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | — | 0 | |
| 320 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 2014年 5月14日 | 2014年 5月14日 | | 2名 | — | 0 | |
| 321 | | | 埼玉 | 所沢 | 2014年 6月27日 | 2014年 6月30日 | | 1名 | — | 0 | |
| 322 | | | 千葉 | 船橋 | 2014年 6月23日 | 2014年 7月1日 | | 1名 | — | 0 | |
| 323 | | | 埼玉 | 熊谷 | 2013年 10月23日 | 2013年 10月23日 | | 1名 | — | 0 | |
| 324 | | | 静岡 | 富士 | 2013年 12月5日 | 2014年 1月17日 | ○お客様からの問合せにより、別人記録による被保険者記録回答票や源泉徴収票の送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って送付した回答票を回収しました。 ●担当部署において、書類の送付時の確認等を徹底するよう周知しました。 | 2名 | — | 0 | |
| 325 | | | 広島 | 広島西 | 2014年 5月20日 | 2014年 5月21日 | | 1名 | — | 0 | |
| 326 | 年金給付関係書類の作成誤り | 通知書等の作成誤り | 大阪 | 事務センター | 2011年 7月19日 | 2011年 7月22日 | ○お客様からの問合せにより、老齢福祉年金額改定通知書の支給額の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上事象を説明し正しい通知書等を作成し送付しました。 ●担当部署において、書類の作成時の確認を徹底するよう周知しました。 | 89名 | — | 0 | |
| 327 | | | 確認・決定誤り | 大阪 | 事務センター | 2013年 8月26日 | 2013年 11月11日 | ○お客様からの問合せにより、年金の再計算に伴う返納額の誤りや支給額変更通知書など年金給付関係書類の作成誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上事象を説明し正しい通知書等を作成し送付しました。 ●担当部署において、書類の作成時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 476 |
| 328 | | | 通知書等の作成誤り | 岡山 | 事務センター | 2013年 9月2日 | 2013年 10月15日 | | 1名 | — | 0 |
| 329 | | | 大阪 | 近畿ブロック本部 | 2013年 12月19日 | 2014年 2月13日 | 1名 | | — | 0 | |
| 330 | | | 大阪 | 近畿ブロック本部 | 2013年 11月14日 | 2014年 3月7日 | 1名 | | — | 0 | |
| 331 | | | 本部 | 機構本部 (業務渉外部) | 2014年 5月20日 | 2014年 6月3日 | 1名 | | — | 0 | |
| 332 | | | 説明誤り | 大阪 | 近畿ブロック本部 | 2013年 8月15日 | 2013年 12月3日 | | 1名 | — | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | | | | |
|------|---------------|------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|--|--|----------------|-----------------|---|---------|-----|---------|
| 333 | 年金給付関係書類の処理漏れ | 未処理・処理遅延 | 福岡 | 東福岡 | 2011年 10月1日 | 2011年 11月17日 | ○担当部署において、書類の処理状況を確認した際に、本部から返戻された未支給年金請求書等の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、担当者ごとの保留書類の点検と管理者による定期的な点検を行い、書類の管理を徹底するよう周知しました。 | 7名 | 未払い | 5,861,254 | | | | |
| 334 | | | 北海道 | 新さっぽろ | 2013年 4月26日 | 2013年 7月10日 | | ○お客様からの問合せや職員の書類確認時に、障害年金請求書、再裁定処理、不支給決定処理など、年金給付関係書類の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにおける書類の管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 5,825 | | | |
| 335 | | | 福島 | 平 | 2009年 1月29日 | 2013年 4月25日 | | | 1名 | — | 0 | | | |
| 336 | | | 本部 | 機構本部 (支払部) | 2007年 11月5日 | 2013年 5月2日 | | | 1名 | 未払い | 1,002,430 | | | |
| 337 | | | 大阪 | 貝塚 | 2009年 6月24日 | 2013年 6月6日 | | | 7名 | 過払い | 119,186 | | | |
| 338 | | | 大阪 | 事務 センター | 2013年 2月6日 | 2013年 6月17日 | | | 1名 | — | 0 | | | |
| 339 | | | 千葉 | 市川 | 2012年 12月頃 | 2013年 7月17日 | | | 1名 | 未払い | 1,848,319 | | | |
| 340 | | | 本部 | 本部 (業務渉外部) | 2010年 10月15日 | 2013年 7月18日 | | | 1名 | 未払い | 85,444 | | | |
| 341 | | | 滋賀 | 事務 センター | 2010年 4月25日 | 2013年 8月21日 | | | 4名 | 未払い | 1,016,860 | | | |
| 342 | | | 神奈川 | 事務 センター | 2012年 9月11日 | 2012年 10月12日 | | | 1名 | 未払い | 131,083 | | | |
| 343 | | | 福島 | 事務 センター | 2012年 1月25日 | 2013年 8月1日 | | | 1名 | 未払い | 81,773 | | | |
| 344 | | | 東京 | 世田谷 | 2013年 3月8日 | 2013年 6月21日 | | | 1名 | 未払い | 4,355,299 | | | |
| 345 | | | 年金の振込先金融機関に係る誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 事務 センター | | | 2013年 9月24日 | 2013年 11月28日 | ○お客様からの問合せや機構本部からの連絡等により、年金の振込先金融機関の口座番号の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、口座番号入力時の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 245,775 |
| 346 | | | | | 大阪 | 枚方 | | | 2014年 3月13日 | 2014年 4月16日 | | 1名 | 未払い | 157,083 |
| 347 | 愛知 | 事務 センター | | | 2014年 4月15日 | 2014年 4月18日 | 1名 | | 未払い | 146,916 | | | | |
| 348 | 神奈川 | 藤沢 | | | 2012年 10月15日 | 2012年 11月1日 | 1名 | 未払い | 100,583 | | | | | |
| 349 | 愛知 | 事務 センター | | | 2014年 4月15日 | 2014年 4月21日 | 1名 | 未払い | 70,691 | | | | | |
| 350 | 愛知 | 名古屋西 | | | 2013年 8月16日 | 2014年 3月5日 | 1名 | — | 0 | | | | | |
| 351 | 愛知 | 事務 センター | | | 2013年 10月15日 | 2013年 10月17日 | 1名 | 未払い | 131,083 | | | | | |
| 352 | 入力誤り | 大阪 | | | 事務 センター | 2013年 12月13日 | 2013年 12月24日 | ●担当部署において、金融機関変更入力時の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | | 307,799 | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------------|---------|-----|-----------------|-------------|-------------|---|------|------|----------------|
| 353 | 氏名・生年月日・住所の登録・変更等処理誤り | 確認・決定誤り | 宮城 | 事務センター | 2013年10月31日 | 2013年12月13日 | ○お客様からの問合せや機構本部からの連絡等により、氏名や住所の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、氏名や住所入力時の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 242,750 |
| 354 | | 入力誤り | 愛知 | 事務センター | 2013年12月20日 | 2014年1月24日 | | 1名 | 未払い | 145,000 |
| 355 | | | 北海道 | 小樽 | 2013年10月29日 | 2014年6月20日 | | 1名 | — | 0 |
| 356 | 年金の手続きや添付書類等の誤り | 確認・決定誤り | 石川 | 事務センター | 2014年2月28日 | 2014年4月15日 | ○お客様からの問合せや事務センターからの連絡等により、年金請求時の戸籍や住民票などに係る年金手続きや添付書類などに係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し必要書類を受理しました。 ●担当部署において、年金手続きや添付書類の取扱の確認等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 656,557 |
| 357 | | | 福岡 | 西福岡 | 2014年5月8日 | 2014年6月10日 | | 1名 | 未払い | 364,533 |
| 358 | | | 神奈川 | 横浜中 | 2014年4月17日 | 2014年4月25日 | | 1名 | — | 0 |
| 359 | | 説明誤り | 岐阜 | 多治見 | 2013年12月11日 | 2013年12月16日 | | 1名 | — | 0 |
| 360 | | | 本部 | 機構本部 (年金相談部) | 2014年7月12日 | 2014年7月14日 | | 1名 | — | 0 |
| 361 | | | 岡山 | 岡山西 | 2014年3月13日 | 2014年3月14日 | | 1名 | — | 0 |
| 362 | | | 福岡 | 東福岡 | 1988年5月10日 | 2012年9月18日 | | 1名 | 未払い | 4,656,151 |
| 363 | 年金記録の統合等の誤り | 記録訂正誤り | 岡山 | 岡山東 | 2012年12月27日 | 2013年5月16日 | ○記録調査の依頼により、確認したところ、別人記録が統合され遺族年金を受給されているお客様が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。記録削除により発生した標準報酬月額の変更に伴う未払いの支払を確認しました。 ●担当部署において、審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。 ○お客様からの問合せや年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、年金記録の統合等の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。 | 2名 | 過払い | 1,526,547 |
| 364 | | | 神奈川 | 小田原 | 2008年4月28日 | 2013年5月29日 | | 2名 | 未払い | 699,266 |
| 365 | | | 愛知 | 中村 | 2007年5月23日 | 2013年8月1日 | | 1名 | 過払い | 331,500 |
| 366 | | | 北海道 | 釧路 | 2009年11月10日 | 2014年1月29日 | | 1名 | 過払い | 261,404 |
| 367 | | | 愛知 | 豊川 | 2003年5月29日 | 2013年12月20日 | | 3名 | 過払い | 44,726 |
| 368 | | | 大阪 | 東大阪 | 2008年11月20日 | 2013年6月3日 | | 2名 | 未払い | 37,273 |
| 369 | | | 東京 | 上野 | 2000年9月11日 | 2013年6月7日 | | 1名 | 過払い | 15,051 |
| 370 | | | 本部 | 機構本部 (記録管理部) | 2010年2月9日 | 2014年3月6日 | | 1名 | — | 0 |

事務処理遅延等のブロック本部における公表一覧

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | ブロック本部 | 県名 | 事務所名 | 発生日月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|------------|--------|----|--------|----------------|----------------|---|-------------------|------|----------------|
| 371 | 事務センターにおける届書の所在不明 | 受理後の書類管理誤り | 近畿 | 京都 | 事務センター | 2014年 8月18日 | 2014年 9月11日 | <p>○事務センターにおいて、平成26年度被保険者報酬月額算定基礎届の届書が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●所在不明となっているすべての事業所に対してお詫びのうえ説明を行い、届書の再提出をしていただきました。なお、引き続き届書の所在を調査しています。</p> <p>●処理工程(受付・審査・入力・決定通知送付・届書の保管)間の届書の引き継ぎ・引き受けを把握できるよう管理体制を強化し、届書の管理を徹底することとしました。</p> | 11事業 所438 名 | 整理中 | 整理中 |

※本件については、近畿ブロック本部において公表